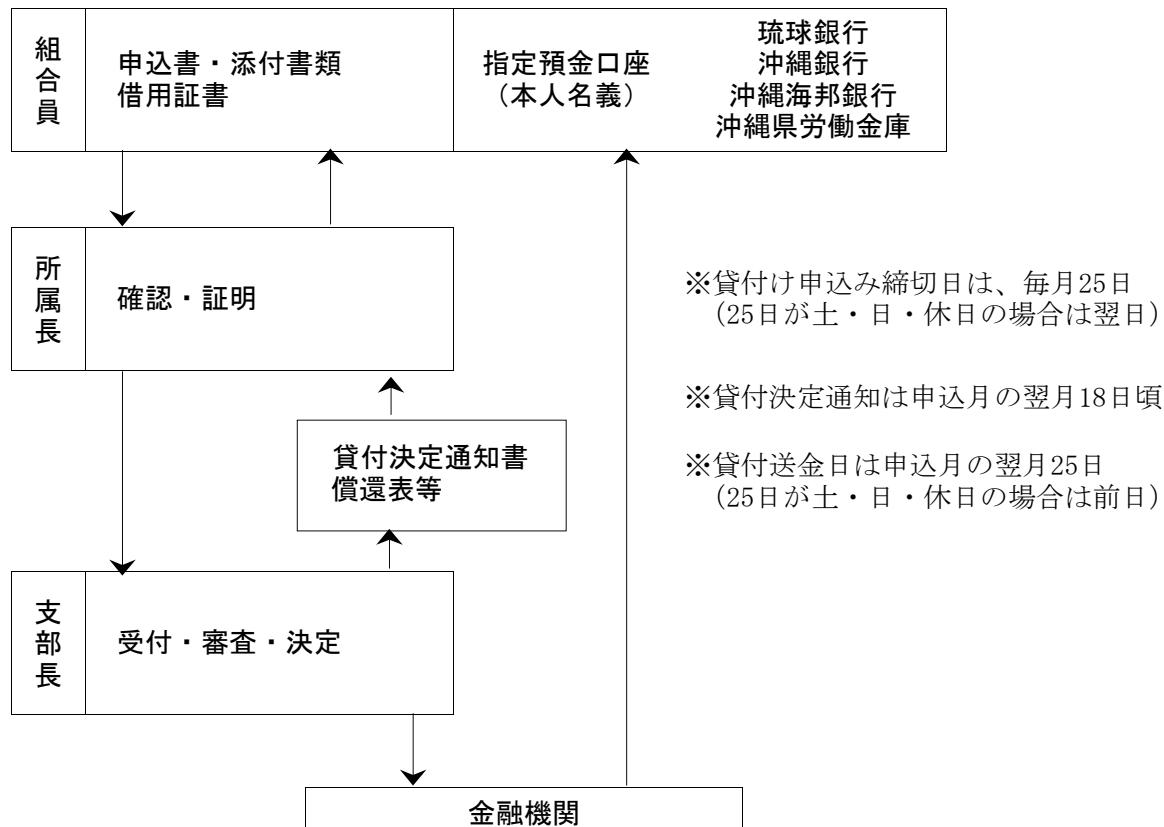


# 貸付事業



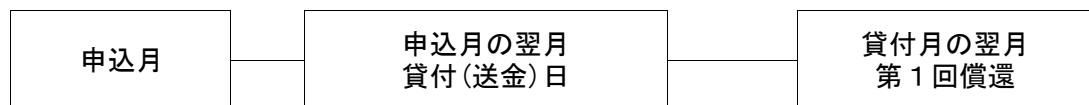
# 公立学校共済組合沖縄支部の貸付け事務の流れ

## 貸付け申込みから送金まで

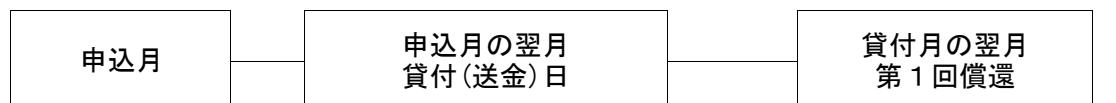


償還（償還は原則として毎月の給与から控除されます。）

### ○新規貸付け



### ○借替え



※借換え前の貸付けに対する償還金はこの月まで控除されます。  
※新たな貸付金から未償還元金を控除した残額で送金します。

※借換えた新たな貸付けに係る償還

## I 基本事項

### 1 貸付けの種類〔貸付規程第5条、第7条、第8条、第12条、第14条関係〕

#### (1) 貸付けの種類、貸付事由、貸付限度額及び償還回数

公立学校共済組合（以下「組合」という。）が行う貸付けは、一般組合員及び船員一般組合員（以下「組合員」という。）、再任用組合員並びに任意継続組合員の臨時の支出（生活費・借金の返済のための借入れは不可）に対するもので、その種類（以下「貸付種別」という。）、貸付事由、貸付限度額及び償還回数は次の表のとおりとする。

なお、臨時的任用職員、会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条又は第4条の規定により採用された職員及び貸付規則第2条第1号から第5号までの者に準じる雇用契約により雇用され、組合員資格を取得した職員については、再任用組合員と同様の取り扱いとする。

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額(注1)	償還回数
一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内
特別貸付け (注2)	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	200万円	残任期 月数以内
住宅貸付け	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	組合期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額。ただし1,800万円まで(注3)	360回以内
住宅災害 貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍に相当する額。ただし1,900万円まで	360回以内
在宅介護 対応住宅 貸付け (注4)	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅又は介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育貸付け (注5)	組合員又は被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学（大学院を含む。）又は高等専門学校その他の教育機関で貸付規則で定めるものに入学し、又はそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合	550万円	250回以内
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
医療貸付け	組合員又は被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者が療養（高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内
結婚貸付け	組合員又はその子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
葬祭貸付け	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内
高額医療 貸付け	法第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合	高額療養費 相当額	高額療養費 支給時に 一括して控除
出産貸付け	法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払いのため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は 家族出産費 相当額	出産費又は 家族出産費 支給時に 一括して控除

- (注1) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、貸付を行うことができない。
- (注2) 特別貸付けに係る事務処理については、第6章を参照のこと。
- (注3) ① 住宅貸付けの貸付算出には、次の2つの方法があり、このうち高い方の額を貸付限度額とする。

#### ア. 組合員期間に応じた額

貸付申込時の給料月額を基にし、組合員期間との関係で次表により算出した額。

組合員期間	貸付限度額
6月以上 3年未満	給料月額×10
3年以上 5年未満	給料月額×15
5年以上 10年未満	給料月額×25
10年以上 20年未満	給料月額×35
20年以上	給料月額×45

#### イ. 仮定退職手当の額

申入人が申込時において自己都合により退職するとしたならば受けることできる地方自治法第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の額。

- ② 住宅貸付けで、組合員が自己の用に共している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害(住宅災害貸付けに該当する程度に至らない損害)を受けたことによるもの(以下「住宅貸付けの特例」という。)の貸付限度額は、上記(注3)の①により算出した金額に1.5倍を乗じて得た額とする。
- (注4) 貸付規程第7条第5項に規定する、住宅貸付け又は住宅災害貸付けで、当該貸付けに係る住宅が要介護者に配慮した構造を有するもの又は介護に必要となる機器が設置されたもの(以下「在宅介護対応住宅貸付け」という。)については、在宅介護対応部分以外に係る貸付けとは別の貸付けとして取り扱うものとする。
- (注5) 貸付規則で定める教育機関は、次のとおりとする。
  - ① 学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、大学(大学院を含む。)又は高等専門学校(第1号)
  - ② 学校教育法第124条に規定する専修学校(第2号)
  - ③ 学校教育法第134条に規定する各種学校(第3号)
  - ④ 貸付規則第5条第1号から第3号までに準ずる外国の教育機関のうち、入学し、就学する又は受講する過程の修業年限が3月以上で、かつ、正規の教育課程の修業年限が1年以上のもの(第4号)

※ ①については、令和4年7月1日より以下のとおり改正される。  
学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校(第1号)

#### (2) 貸付金額の単位

- ① 高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金の額は10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定する。
- ② 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金の額は千円を単位とし貸付限度額の範囲内で決定する。
- ③ 貸付規程第37条に規定する他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付及び貸付規程第38条に規定する退職派遣者の採用に伴う借換えのための貸付けの貸付金の額は1円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定する。

#### (3) 1回当たりの償還額及び償還限度額の算出

高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けについては、1人の組合員につき個々の貸付けの毎月の償還額の合算額は、その者の給料月額の3/10に相当する額の範囲内とする。又、ボーナス併用償還については、1回当たりのボーナス償還の償還額の合算額が、その者の給料月額の6/10に相当する額の範囲内とする。

#### (4) 借入金に係る償還年額の合算額の上限等

貸付規定第14条第6項に規定する1回当たりの償還額（毎月償還の額）の合計額に12を乗じて得た額と1回当たりの償還額（ボーナス償還の額）の合計額に2を乗じて得た額の合算額（償還不足金の償還や元金猶予の利息の償還分は含めない。）に、貸付規則第10条で定める金融機関等からの借入金に係る償還年額（貸付申込日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでに償還する金額）を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えるときは、貸付けを行うことができない。（償還限度額は、「借入状況等申告書」により算出）

### 2 貸付の制限【貸付規程第6条、第9条、第13条関係】

申込人が、次のいずれかに該当する場合、支部長はその者に対して貸付け（高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）を行わないものとする。

- (1) 組合員期間が6月末満のとき。
- (2) 偿還を受けることが困難であると認められる者として貸付規則で定める者に該当するとき。（注1）
- (3) 申し込んだ貸付種別と同一の種別の貸付けを受けているとき。（後記4の取扱いにより貸付けを行う場合を除く。）
- (4) 現に貸付けを受けている一般貸付けの貸付月の初日から起算して2年間（償還猶予期間を含む。）を経過する日までの間に、一般貸付けの増額を希望するとき。
- (5) 未成年者である組合員に対して貸付けを行う場合で、法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも。）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき。（未成年者が婚姻している場合を除く。）

（注1）貸付規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する申込人をいう。（貸付規則第6条）

- 1 現に給与の差押えを受けている者
- 2 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
- 3 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
- 4 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
- 5 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
- 6 貸付規程第19条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合であって、組合員として定期償還を続けることができると支部長が判断したことにより定期償還を続けている者
- 7 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者（現に債務整理を弁護士等に委任している者（受任通知等を受領している者）を含む）

### 3 利率【貸付規程第10条、第18条、附則第4項関係】

貸付金の利率は下記のとおりとする。なお平成19年4月以降の貸付け（借換えを含む）については、貸付金保険料充当金として、月0.005%（年0.06%）を上乗せして徴収する。

【適用利率】 平成30年1月1日以降

（単位：%）

貸付種類	利率（A）	保険料（B）	実質利率（A+B）
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	1.26	0.06	1.32
在宅介護対応住宅貸付け	1.00	0.06	1.06
住宅災害・災害貸付け	0.93	0.06	0.99

## 4 既に貸付を受けている者への貸付〔貸付規程第13条関係〕

### (1) 同一種別の貸付

既に貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、支部長は当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる（以下「借換え」という。）。

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出するが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて貸付金額を決定する。なお「新たな貸付金の額」を算出するに当たり、その算出した額が借換申込時の貸付限度額を超えるときは、その貸付限度額をもって「新たな貸付金の額」とする。

なお、借換えによって消滅した旧債務は、全額繰上償還とみなす。

また、借換え後の貸付金の償還については、「新たな貸付金の額」を借換日に新規に貸し付けたものとみなす。

＜例＞

既貸付種別：教育貸付け  
既貸付金額：800,000円（償還回数90回）  
借替時の未償還元金：707,483円  
（償還済回数12回）  
必要資金：800,000円  
貸付限度額：5,500,000円

707,483円 + 800,000円  
（未償還元金）（必要資金）  
= 1,507,483円  
≈ 1,500,000円※（貸付決定額）  
※10万円未満切捨て  
送金額 = 貸付決定額 - （未償還元金 + 経過利息）

### (2) 住宅貸付を受けている者への住宅災害貸付

住宅貸付けの借受人に対して、住宅災害貸付けを行う場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして借換えとする。

＜例＞

既貸付種別：住宅貸付け  
既貸付金額：9,000,000円（償還回数350回）  
借替時の未償還元金：7,367,298円  
（償還済回数104回）  
必要資金（住宅災害貸付け）：10,000,000円  
貸付限度額（住宅災害貸付け）：19,000,000円

7,367,298円 + 10,000,000円  
（未償還元金）（必要資金）  
= 17,367,298円  
≈ 17,300,000円※（貸付決定額）  
※10万円未満切捨て  
送金額 = 貸付決定額 - （未償還元金 + 経過利息）

### (3) 住宅災害貸付を受けている者への住宅貸付

住宅災害貸付けの借受人に対して、住宅貸付けを行う場合は、別貸付けとする。

ただし、このときの貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額とする。

＜例＞

既貸付種別：住宅災害貸付け  
既貸付金額：8,000,000円（償還回数350回）  
住宅貸付時の未償還元金：6,953,562円  
（償還回数72回）  
必要資金（住宅貸付け）：12,000,000円  
貸付限度額（住宅貸付け）：18,000,000円

18,000,000円 - 6,953,562円  
（住宅貸付け貸付限度額）（未償還元金）  
= 11,046,438円  
≈ 11,000,000円※（貸付決定額）  
※10万円未満切捨て  
送金額 = 貸付決定額 - （未償還元金 + 経過利息）

## 5 貸付金・償還金シミュレーション

公立学校共済組合沖縄支部ホームページにおいて、貸付金・償還金のシミュレーションができますのであわせてご活用下さい。

ホームページ→「手続きナビ 資金をかりる際の手続き」→「貸付金・償還金シミュレーション」

## II 貸付けの申込み

貸付けの申込みは、申込人が**貸付申込書（貸付規程別紙様式第1号(1)又は(2)）**に所定の事項を記入し、必要書類を添付の上、所属所長を経て支部長へ提出して行うこととする。

### 1 貸付申込書の添付書類【貸付規程第11条、貸付規則第8条関係】

各貸付けにつき添付を必要とする書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類	
全貸付種別共通	<p>(1)貸付申込書 【原本使用】          (2)貸付借用証書 【原本使用】          (3)借入状況等申告書 (A4版両面)          (4)貸付事業における個人情報に関する同意書 (A3版両面)          (5)給与明細等の写し          (6)その他、各貸付けに必要な添付書類(下表の通り)  <small>※(1)・(2)は各所属所へ配付済みの様式を使用し、(3)・(4)は「福利厚生事務の手引き」及び当支部のホームページから取得するものとする。</small></p>

貸付種別	添付書類
一般貸付け	○貸付金額（借換えの場合は送金額※）が100万円未満の場合 なし
特別貸付け	○貸付金額（借換えの場合は送金額※）が100万円以上の場合 必要額が確認できる書類(注1) ※借換えの場合の送金額＝貸付決定額－（未償還元金＋経過利息）
住宅貸付け 住宅災害貸付け	別表による
在宅介護対応 住宅貸付け	(1)別表による(注2) (2)在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式第17号） (3)在宅介護対応部分の内容及びその必要額が確認できる書類(注3)(注4) ①該当箇所の分かる住宅の平面図等 ②工事費用見積書又はこれに相当する書類
教育貸付け	(1)入学又は修学の事実を証明することのできる書類 (合格証明書、入学証明書、在学証明書等) なお、外国の教育機関にあっては、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類（様式第18号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付） (2)必要額が確認できる以下に掲げる書類 <b>【教育機関に支払う費用】</b> ①入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類 (納付書の写し、納付の通知書の写し等) ②その他諸経費等の場合 次のいずれかの書類 ア 納付書等の写し イ 納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類 ウ 必要額が確認できる書類(注1) <b>【通学のための交通費】</b> 6箇月定期券（3箇月定期券）の写し等（購入後） <b>【下宿代・アパート代】</b> ①必要額が確認できる賃貸借契約書等（契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの）の写し等 ②申立書（賃貸借契約書等の写し等に記載のある契約者及び保証人等が組合員以外である場合）次の2点について記載する。 ・契約者及び保証人等と組合員の続柄 ・家賃、下宿代及び寮費等の費用を支払っていること <b>【教育ローン借換えのための費用】</b> ①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書等 ②過去3ヶ月の返済が確認できる通帳の写し等 <b>【上記以外の費用（支部長が必要と認めた費用）】</b> 必要額が確認できる書類(注1)
災害貸付け	被災の事実を証明することのできる書類 <small>※市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（り災証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類）</small>

貸付種別	添付書類
医療貸付け	医療費を要する事実を証明することのできる書類（医師の診断書等）
結婚貸付け	(1)次のいずれかの書類 ①結婚する事実を証明することのできる書類（結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等） ②婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等） ③内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類（住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等） (2)必要額が確認できる書類（(1)の①の書類で確認できる場合は省略可）（注1）
葬祭貸付け	(1)葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 (2)葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、購入費用及び購入日を確認できる書類 (3)必要額が確認できる書類（注1、④を除く。） ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。

(注1) 必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類である。ただし、貸付け申込み時に支払が完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができる。  
一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認めることとし、申込期限は支払日から概ね1月以内とする。

- ①契約書の写し
- ②請書の写し
- ③請求書の写し
- ④見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

なお、次の例のように、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。  
また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

<「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例>

令和〇〇年〇〇月〇〇日
<u>見 積 書</u>
公立太郎様
〇〇商会株式会社
下記のとおりお見積り申し上げます。
<u>合計額 1,155,000円</u>
品名：SOMY ビデオプロジェクター
価格：1,155,000円（税込み）
個数：1台
上記注文をお請けしました。
〇〇商会株式会社 代表取締役 四谷花子 
↑
<b>従業員等の手書きの証明で差し支えない。</b>

- (注2)住宅貸付け又は住宅災害貸付けの申込みと同時の場合は、別表に掲げる添付書類は写しで差し支えない。  
(注3)①又は②が別表に掲げる添付書類で確認できる場合は省略して差し支えない。  
(注4)新築又は購入する住宅が住宅金融支援機構の部分的バリアフリー工事基準に適合しているとき、又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類をもって代えることができる。

〔別表〕

## 住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

申込事由	添付書類
土地付住宅 （マンション等の中高層共同住宅を含む）	新築購入 (建築中のものを含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>①売買契約書の写し</li> <li>②敷地の登記事項証明書</li> <li>③確認済証の写し</li> <li>④住宅の平面図</li> </ul>
	中古購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>①売買契約書の写し</li> <li>②敷地の登記事項証明書</li> <li>③住宅の登記事項証明書</li> <li>④住宅の平面図</li> </ul>
住宅	新築 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。）</li> <li>②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し</li> <li>③確認済証の写し</li> <li>④住宅の平面図</li> </ul>
	増築・改築・移築 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。）</li> <li>②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し</li> <li>③住宅の登記事項証明書</li> <li>④確認済証の写し</li> <li>⑤住宅の平面図</li> </ul>
宅	購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>①売買契約書の写し</li> <li>②敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し</li> <li>③住宅の登記事項証明書（新築中のもので未登記の場合には確認済証の写し）</li> <li>④住宅の平面図</li> </ul>
	修理 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。）</li> <li>②住宅の登記事項証明書及び住宅名義人の工事承諾書の写し</li> <li>③修理箇所の図面又は写真</li> </ul>
敷地	借入れ <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃貸借契約書の写し</li> <li>②住宅の平面図</li> </ul>
	購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>①売買契約書の写し</li> <li>②敷地の登記事項証明書</li> <li>③住宅新築工事に係る誓約書</li> </ul>
敷地	借入れ <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃貸借契約書の写し</li> <li>②住宅新築工事に係る誓約書</li> </ul>
	補修 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。）</li> <li>②補修箇所の図面又は写真</li> <li>③敷地の登記事項証明書及び敷地名義人の工事承諾書の写し</li> <li>④市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。）</li> </ul>
住宅災害貸付け又は貸付規程第7条第4項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けの場合は、上記に掲げる書類のほか、被災の事実を証明することのできる書類（市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（り災証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類））を添付する。 なお、短期給付事業においてその事実が確認できる場合は、出納主任が当該貸付申込書に確認済みと明記するか、又は短期給付について提出される同様の書類の写しをもって当該必要書類に代えることができる。	

※ 登記事項証明書は原本とする。

登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

## 2 住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る添付書類の特例

住宅貸付け及び住宅災害貸付けの申込書の添付書類については、次に掲げる場合は、前記1にかかるわらず、その提出を省略し、又は他の書類をもって代え、あるいはさらに必要書類を添付するものとする。

### (1) 提出を省略できる書類

事由	省略できる書類
都市基盤整備公団又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	登記事項証明書
中高層共同住宅を購入する場合で、土地が居住者の共有名義の場合	敷地の登記事項証明書
10平方メートル以内の増改築をする場合	確認済証の写し
住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で、敷地の名義人が建物の名義人と共有者又は同居者である場合	敷地名義人の工事承諾書の写し
住宅の修理又は住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が組合員と同居している場合	名義人の工事承諾書の写し

### (2) 提出書類に代えることができる書類

事由	提出書類に代えることができる書類
宅地造成中の土地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件に該当する造成前の登記事項証明書及び購入物件と造成前の登記事項証明書が同一であることにつき造成主又は設計者が証明した書面
仮換地及び保留地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件の地番、面積、地目、所有権移転登記の時期並びに登記簿事項証明書の提出ができない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書
都市再生機構又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	売買契約書に代えて、引渡し日及び所有権移転登記の時期並びに面積、売買金額が明記された分譲(予定)証明書(積立方式による場合は、分譲積立契約書の写し及び積立額の証明書) 住宅平面図に代えて、分譲案内書
建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合	確認済証に代えて、市町村長又は建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書(当該証明書が発行されない場合は、申込人の申立書により支部長が確認する。)

### (3) その他の必要書類

事由	その他の必要書類
購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合	農地転用許可書の写し又は農地転用通知書の写し
仮登記されている物件を所有者から購入する場合	仮登記権利者の売買に関する承諾書
仮登記されている物件を仮登記権利者から購入する場合	所有者の売買に関する承諾書
貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合	当該物件の取引を明らかにする書類(移転登記した理由、取引経緯、契約条件を明らかにした書類)
購入物件の持主(未登記の新築建物にあってはその建築主)と売主の名義とが異なっている場合	売主に売り渡したことと証明する売買契約書の写し、委任状の写し、売渡証明書の写し又は販売委託契約書の写し等
住宅の増改築又は移築の場合で、当該物件が組合員名義でない場合	住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類

### 3 申込書の記入例及び記入要領

様式第1号 (1)

②

所属コード	530484
職員番号	123456

【記入例 1】

申込番号 第 号 ① 一般・特別・教育・災害 貸付申込書 医療・結婚・葬(④) (○で囲む)		貸付区分 (○で囲む) 新規・借換		審査
③ 申込 金額 2,000,000 円 訳	毎月償還 1,000,000 円 ボーナス償還 1,000,000 円	※決定金額 円 内 訳	毎月償還 ボーナス償還	円 円 受付
⑤ 給料月額	340,080 円	⑫ 借受中の貸付金の償還額 ⑯ 申込事由 自動車購入	毎月償還 一般貸付け 特別貸付け 住宅貸付け 介護構造部分の貸付け 住宅災害貸付け 教育貸付け 災害貸付け 医療貸付け 結婚貸付け 葬祭貸付け 合計	ボーナス償還 11,772 円 円 円 円 円 円 円 円 円 25,839 円 円
⑥ 給料月額の10分の3に相当する額	102,024 円			
⑦ 給料月額の10分の6に相当する額	204,048 円			
⑧ 希望する償還回数	毎月償還 120 回 ボーナス償還 20 回			
⑩ 対象者氏名	続柄( )			
⑪ 入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)		⑬ 給与支給機関 那覇教育事務所		
⑭ 受取金融機関	海邦銀行 旭町支店(口座番号 1234567 号)			
⑮ 団体信用生命保険(教育貸付けの場合のみ○で囲む)		適用・非適用		
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 公立学校共済組合 沖縄支部長 殿				
⑯ 申込人	所属所名 琉球小学校	(TEL) 098-123-4567		
	現住所 〒900-8571 那覇市泉崎1-2-2	(TEL) 098-862-5239		
	組合員資格 取得年月日 昭和・平成・令和 15年 4月 1日			
	職名 教諭 フリガナ 姓ナワ リュウタロウ 氏名 沖縄 琉太郎	印 満40歳		
上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。 ⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
	⑱ 所属所名 琉球小学校 所属所長名 校長 花川 一朗	印		公印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。

(3)対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外のときに記入すること。

(4)申込人は、自書すること。

(5)所属所長の印章は、公印とすること。

## 記入要領

記入箇所（項目）	記入上の注意事項
① 一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭	貸付種別を明確に表示すること（該当するものを○で囲む）
② 組合員証番号	公立学校共済組合員証の番号を必ず記入すること
③ 申込金額	貸付の種類に応じた限度額の範囲内の金額で必要額（借換えの場合は残額+必要額）を10万円単位で記入すること
④ 内訳（申込金額）	ボーナス併用償還を希望する場合は、貸付金の1/2以内で50万円を単位として希望する貸付金額をボーナス償還欄に記入すること
⑤ 給料月額	申込み時の掛金の算定の基礎となる給料（基本給+教職調整額+給料の調整額+経過措置の額）を記入すること
⑥ 給料月額の3/10に相当する額	上記⑤の給料月額の3/10の額を記入（0.3を乗じて円未満切り捨て）
⑦ 給料月額の6/10に相当する額	上記⑤の給料月額の6/10の額を記入（0.6を乗じて円未満切り捨て）
⑧ 希望する償還回数	償還回数の範囲内で申込人の希望する償還回数とする
⑨ 申込事由	それぞれの貸付の種類に応じた申込事由を具体的に記入すること <例> 一般 : ピアノ購入 教育 : 長男大学授業料 医療 : 入院費用 災害 : 台風3号による住宅浸水の補修費用 結婚 : 結婚披露宴費用 <b>※一般貸付けにおいて、生活資金・借金ローン返済等の借入れは不可</b>
⑩ 対象者氏名	一般及び特別貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外のときに記入すること（継柄も必ず記入すること）
⑪ 入学又は修学する学校名（教育貸付けのみ記入）	添付証明書交付の学校名
⑫ 借受中の貸付金の償還額	申込時において、共済組合から借り受けている貸付けの償還月額を種別ごとに記入すること
⑬ 給与支給機関	県立は学校名、小中県費は管轄の教育事務所、市町村費は〇〇市（町村）教育委員会を記入すること
⑭ 受取金融機関	琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・労働金庫のいずれかの銀行を指定し、申込人名義の普通預金口座番号を記入すること
⑮ 団体信用生命保険（教育貸付けのみ記入）	加入を希望する場合は「適用」を○で囲み、「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に必要事項を記入の上、あわせて提出すること
⑯ 申込人	所属所名 勤務先の所属所名・電話番号を記入
	現住所 申込人（借受人）の住所・電話番号を記入
	組合員資格取得年月日 就職年月日を記入
	職名・氏名・年齢・印 必ず申込人が自書し、フリガナ・押印を忘れないこと
⑰ 証明年月日	記入事項が事実に相違ない旨の校長の証明印を押印した年月日を記入する
⑱ 所属所長印	学校名・校長名を記入し、公印を押印する（⑰～⑱が未記入で校長の公印を押印するがないようにご注意下さい）

## 様式第1号(2)

## 【記入例 2】

②

所属コード	530484
職員番号	123456

申込番号 第 号							貸付区分 (○で囲む)		審 査
① 住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災) 貸付申込書 (○で囲む)							新規・借換		
③ 申込 金額	10,000,000 円	④ 毎月償還 訳	5,000,000 円 ボーナス償還	※決定金額 円	内 訳	毎月償還 ボーナス償還	円	受付	
⑤ 給料月額			430,000 円	⑬ 貸付種別 借受中	毎月償還	ボーナス償還			
⑥ 組合員期間			25 年	一般貸付け	16,473 円				
⑦ 給料の月数			45 月	住宅貸付け					
⑧ 給料月額の 10 分の 3 に相当する額			129,000 円	介護構造部分の貸付け					
⑨ 給料月額の 10 分の 6 に相当する額			258,000 円	住宅災害貸付け					
⑩ 希望する償還回数	毎月償還 ボーナス償還	360 回 60 回	教育貸付け						
⑪ 申込事由 (○で囲む)	(住宅) 敷地	(新築・増築・改築・移築) (修理・購入・借入・補修)	災害貸付け						
⑫ 購入又は工事完了予定年月日	平成 31 年 9 月 28 日		医療貸付け						
⑮ 貸付 限算 度 額定	組合員期間による算出 (給料月額)		結婚貸付け						
⑯ 申込時の退職手当額			.. 祭貸付け						
⑰ 受取金融機関	沖縄銀行 旭町 支店(口座番号 7654321 号)		⑭ 合計	16,473 円					
⑱ 団体信用生命保険(○で囲む)	適用・非適用								
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を 借り受けたいので、申し込みます。									
令和〇〇年〇〇月〇〇日 公立学校共済組合 沖縄 支部長 殿									
申込人	所属所名	琉球小学校					(TEL) 098-123-4567		
	現住所	〒900-8571 那覇市泉崎 1-2-2					(TEL) 098-862-5239		
	組合員資格 取得年月日	昭和 平成・令和 5 年 4 月 1 日							
	職名 教諭	フリガナ	オカワ ハコ			生年月日			
	氏名	沖縄 花子			S36 年 12 月 8 日(満 57 歳)				
上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。									
⑳ 令和〇〇年〇〇月〇〇日									
㉑ 所属所名 所属所長名				琉球小学校 校長 花川 一朗		公印			

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

- (2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
  - (3)組合員期間の1年未満の端数は切り捨てる。
  - (4)申込時の退職手当額の欄は、貸付規程第2条第7号に規定する退職手当の額を記入すること。
  - (5)申込人は、自書すること。
  - (6)所属所長の印章は、公印とすること。

(22)	現在の住宅状況 (具体的に記入すること)		持ち家はなくアパートに住んでいるが、現在家族も増え子ども達も成長し、部屋数も少ないため土地付建売住宅を購入することにした。						
(23)	所在地 (登記簿上の地番)		西原町字宮森 100 番地						
候補物件の状況	構造の大要	一戸建住宅	鉄筋 コンクリート造	階面積 2階建	82.5 m <sup>2</sup>	室数 6室	畳		
		集合住宅 (マンション等)	増改築部分の延面積	m <sup>2</sup>	室数	室	畳		
	敷地の状況		造	階建の 階部分、専有	m <sup>2</sup>	室数	室	畳	
(24)	資金計画		貸付申込金 (必要額)	民間金融機関等 借入金	自己資金	その他の借入金	合計 (契約額)		
		10,000,000 円	11,000,000 円	8,000,000 円	2,000,000 円	31,000,000 円			
(25)	新物件に居住する家族構成		申込人との続柄	氏名	年齢	備考			
	本人	沖縄 花子	56						
	夫	〃 太郎	60	自営業					
	子	〃 琉一	19	○○大学					
	子	〃 琉次郎	16	○○高校					
	子	〃 花江	13	○○中学校					
	母	〃 花子	78	家事					
(26)	住宅及び敷地所在地の見取図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)								

**注意** 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。

## 記入要領

記入箇所（項目）	記入上の注意事項												
① 住宅・住宅災害	貸付種別を明確に表示すること（該当するものを○印で囲む）												
② 組合員証番号	公立学校共済組合員証の番号を必ず記入すること												
③ 申込金額	下記貸付限度額の算定⑯及び⑰算定した金額の範囲内で申込額を記入する ⑯での最高額 1,800万円（住宅災害は1,900万円） ⑰での最高額 1,800万円												
④ 内訳（申込金額）	ボーナス併用償還を希望する場合は、貸付金の1/2以内で50万円を単位として希望する貸付金額をボーナス償還欄に記入すること												
⑤ 給料月額	申込み時の掛け金の算定の基礎となる給料（基本給＋教職調整額＋給料の調整額＋経過措置の額）を記入すること												
⑥ 組合員期間	⑯の組合員資格取得年月日（就職年月日）からの勤務年数で他の共済組合の組合員期間も含む												
⑦ 給料の月数	上記の組合員期間により月数を記入する <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>組合員期間</td> <td>3年未満</td> <td>3年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>月数</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>45</td> </tr> </table>	組合員期間	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	月数	10	15	25	35	45
組合員期間	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上								
月数	10	15	25	35	45								
⑧ 給料月額の3/10に相当する額	上記⑤の給料月額の3/10の額を記入（0.3を乗じて円未満切り捨て）												
⑨ 給料月額の6/10に相当する額	上記⑤の給料月額の6/10の額を記入（0.6を乗じて円未満切り捨て）												
⑩ 希望する償還回数	360回の範囲内（ボーナス償還については、60回の範囲内）で申込人の希望する償還回数とする												
⑪ 申込事由	該当事由を○で囲む												
⑫ 購入又は工事完了予定年月日	売買契約書や工事請負契約書等に記入されている完了年月日（実際の完了年月日）												
⑬ 借受中の貸付金の償還額	申込時において、共済組合から借り受けている貸付けの償還月額を種別ごとに記入すること												
⑭ 給与支給機関	県立は学校名、小中県費は管轄の教育事務所、市町村費は〇〇市（町村）教育委員会を記入すること												
⑮ 組合員期間による算出	⑤の給料月額に⑦の月数を乗じた額を記入する												
⑯ 申込時の退職手当額	申込人が申込時において退職するとしたならば、その者が受け得るこのできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当）の額												
⑰ 受取金融機関	琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・労働金庫のいずれかの銀行を指定し、申込人名義の普通預金口座番号を記入すること ※夫婦が同時に申込を行う場合でもそれぞれの本人名義の口座を指定する												
⑱ 団体信用生命保険	加入は任意 加入を希望する場合は「適用」を○で囲み、「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に必要事項を記入の上、あわせて提出すること 加入を希望しない場合は「非適用」を○で囲む												

	所属所名	勤務先の所属所名・電話番号を記入
⑯ 申 込 人	現住所	申込人（借受人）の住所・電話番号を記入
	組合員資格取得年月日	就職年月日を記入
	職名・氏名・生年月日	必ず申込人が自書し、フリガナ・押印・満年齢の記入を忘れないこと
	㉐ 証明年月日	記入事項が事実に相違ない旨の学校長の証明印を押印した年月日を記入する
㉑	所属所長印	学校名・校長名を記入し、公印を押印する
㉒	現在の住宅状況	借家、アパート、持家等を記入し、家族が増えたため2階を増築したい等、実状を具体的に記入すること
㉓ 候 の 補 状 物 況 件	所在地	登記簿謄本上の所在地を記入すること
	構造の大要	建築確認済証等と照合して的確に記入すること
	敷地の状況	所有地・購入地・借地のいずれか該当事項を○で囲み、地目・地積等登記簿謄本で確認の上記入する
㉔	資金計画	新物件に必要な資金（経費）の調達方法 合計欄に売買契約額・請負額等を記入し、資金の調達先の該当欄に記入する ※夫婦で申し込む場合、別の貸付種別を申し込む場合は、「貸付申込金（必要額）」欄に、夫000,000円・妻000,000円・介護000,000円と内訳がわかるよう記載する
㉕	新物件に居住する 家族構成	同居する家族の続柄、氏名、年齢を記入し配偶者は備考に職業を記入すること
㉖	住宅及び敷地所在地の 見取り図	新物件の目的地までの道順を目印となるものを記入し作図する

## 借入状況等申告書

公立学校共済組合沖縄支部長殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込人	所属所名	<b>琉球小学校</b>		
	職名	フリガナ	(TEL) 098-123-4567 林カワ リュウタロウ	
	教諭	氏名	<b>沖縄 琉太郎</b>	

※必ず本人が署名して下さい。

## 次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

## &lt;当共済組合の借入状況&gt;

(単位：円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中	<b>9,527</b>	<b>57,443</b>
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中	<b>14,067</b>	
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合計		(A) <b>23,594</b>	(B) <b>57,433</b>

(注) 1 「マイナスのたので田ノマノギヤ」

新たに申込む貸付けの償還額も記入してください。

1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

※裏もあります

【記入例 3】 裏面

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
○○銀行	新規借入	年月日		
	既借入	H20年7月25日	23,000,000	918,400
沖縄県教職員共済会	新規借入	年月日		
	既借入	H25年12月5日	1,000,000	120,000
	新規借入	年月日		
	既借入	年月日		
	新規借入	年月日		
	既借入	年月日		
	新規借入	年月日		
	既借入	年月日		
	新規借入	年月日		
	既借入	年月日		
	新規借入	年月日		
	既借入	年月日		
合計				(C) 1,038,400

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等の名称を記入してください。

＜金融機関等の 借入れがない場合は「0」と記入してください。銀行、保険会社

庫、労働金庫連

合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D) 340,080 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

「給料月額×4.8」が左の合計を上回らなければ、貸付け申込みを受け付けることはできないため必ず確認すること。

<償還限度額の算出>

(A) × 12	(B) × 2	(C)	左の合計		(D) × 4.8
283,128	114,866	1,038,400	1,436,394	≤	1,632,384

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談しているを含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。

【記入例4】

所属コード	530484
職員番号	123456

貸付決定番号 第

号

証書番号 番号第

号

一般・特別・住宅・住宅災害  
 介護(住宅)・介護(住災)・教育  
 災害・医療・結婚・葬祭  
 特例住災・介護(特例住災)  
 特定住災・介護(特定住災)  
 (○で囲む)

## 貸付借用証書

金	千萬	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金		2	0	0	0	0	0	0

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

← 日付は記入しないこと

公立学校共済組合 沖縄 支部長 殿

借 受 人	所属所名	琉球小学校 (TEL) 098-123-4567	
	現住所	〒900-8571 那覇市泉崎 1-2-2 (TEL) 098-862-5239 ← 自宅住所	
	職名	フリガナ オキナワ リュウタロウ	
	教諭	氏名 沖縄 琉太郎	印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

### III 貸付け条件等

#### 1 貸付条件

##### (1) 住宅貸付け

- ① 貸付規程第5条第7号の「新築」とは、新たに住宅を建てる事であり、「増築」とは、既存の住宅に更に建て加える事であり、「改築」とは、既存の住宅の全部又は一部を除却して、前の規模、構造、用途と著しく異なるものを引き続きその場所に建てる事であり、「移築」とは、既存の住宅を壊し、その材料で他の場所に建てる事をいう。「購入」とは、他人のものの所有権を自己に移転する事であり、「借入れ」とは、目的物につき賃貸借契約等を結ぶ事であり、「修理」とは、既存の住宅に増改築に至らない程度の改変を加える事をいう。（大規模の修繕、模様替えは修理に含めるものとする。）
- ② 貸付規程第5条第7号の「敷地の補修」とは、住宅を新築、増築、改築、移築するために敷地を整地すること又は水震その他の非常災害により損害を受けた場合（損害を受けるおそれがある場合を含む。）に敷地を補修する事をいう。
- ③ 貸付規程第5条第7号の「組合員が自己の用に供する」とは、組合員が住居として用いるという意味であり、投資、賃貸等を目的とする場合は含まない。  
なお、次の場合は組合員が自己の用に供するとみなして差し支えない。
- ア. 退職後の生活に備えて、将来（5年以内程度）住居として用いるための土地又は住宅を新築等する場合。
- イ. 単身赴任している組合員が将来自己の住居とすることを目的として、家族のために土地又は住宅を新築等する場合。
- ④ 組合員が住居として用いるための土地又は住宅の名義人は、組合員の名義又は組合員とその他の者の共有名義であること。ただし、組合員の配偶者、子（養子を含む）、父母（養父母を含む）及び配偶者の父母が名義人であって、組合員と名義人が同居する場合は貸付けを行う事ができる。
- ⑤ 上記④の場合において、組合員の配偶者及び2親等以内の親族以外の者との共有となる物件に対する貸付金額は、住宅貸付けの申込みにおける必要資金の合計額に組合員の持分割合を乗じた額の範囲内で決定するものとする。
- ⑥ 配偶者及び2親等以内の親族の名義の住宅に係る申込事由が、増築、改築、移築若しくは修理又は敷地の補修である場合は、組合員が当該住宅に居住すること（組合員が当該親族と同居することは要しない。）を条件に貸付けを行う事ができる。
- ⑦ 倉庫、車庫、へい等だけを新設又は改造する場合も、支部長が必要と認めたときは、住宅の一部とみなして貸付けを行う事ができる。
- ⑧ 車庫等自己の用に供する目的で隣接地を購入する場合も、支部長が必要と認めたときは、住宅の敷地の一部とみなして貸付けを行う事ができる。
- ⑨ 住宅又は住宅の敷地の借入れをするため資金を必要とする場合は、当該借入れにつき一時的に必要となる資金に限り貸付けの対象とができるものとする。従って、権利金、敷金及び礼金等は当該資金の対象となるが、家賃及び地代等継続して支払うこととなるものは含まれない。
- ⑩ 組合員が住居として用いるための土地又は住宅に抵当権等の借受人に不利益を及ぼす権利が付随する場合は、借受人が当該権利の関係人に対し当該権利を抹消させること等を貸付けの条件とする。ただし、当該権利がその土地又は住宅を新築等するために設定されたもので、支部長が必要と認めた場合は、当該権利を抹消すること等を条件とせず、貸付けできるものとする。
- ⑪ 仮登記が設定されている物件を購入する場合は、売買当事者以外の権利を有する者が承諾したことを条件とする。

- ⑫ 貸付申込日以前に所有権移転登記を完了している場合でも、契約書上、売買代金を完納していないことが明らかな場合には貸付けることができる。  
なお、貸付日が支払期日より遅れること等の組合の事情により、金融機関等からの融資（つなぎ融資）を受けて売買代金を完納し、所有権移転登記を完了している場合は、貸付けの対象として差し支えない。
- ⑬ 敷地の購入において、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令において、住宅の建築を制限する規定に該当することが明らかなときは、当該敷地の購入に対する貸付けは行わないものとする。
- ⑭ 組合員が自己の用に供する住宅に、住居以外の用に供する部分（店舗等）がある場合は、当該住宅の取得に要した費用を延床面積に対する住居部分の床面積の割合で按分した金額を限度に貸付けるものとする。
- ⑮ 貸付規程第7条第4項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けは、り災後1年以内に資金を必要とする場合の貸付けを原則とする。

## (2) 住宅災害貸付け

次に掲げる事項のほかは、住宅貸付けに準ずる。

- ① 「組合員が自己の用に供している」とは、組合員が現に自己の用に供する目的で使用している場合又は自己の用に供するため新築等の途上である場合をいう。
- ② 組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、非常災害による周辺部の崩壊等のため居住できる状況ないと認められるときは、当該損害を受けたものとみなして住宅災害貸付けを貸付けて差し支えない。
- ③ 住宅災害貸付けは、り災後1年以内に資金を必要とする場合の貸付けを原則とする。

## (3) 在宅介護対応住宅貸付け

- ① 貸付規程第7条第5項に掲げる「在宅介護対応住宅」とは、次のア、イに掲げる基準例によるものとする。（介護対応構造工事《参考》 参照）
  - ア. 介護対応構造
    - (ア) 段差の解消
      - (イ) 手すりの設置又は設置可能な下地補強
      - (ウ) 車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
    - (エ) 洋式で広いトイレ
    - (オ) 入浴しやすい浴槽
  - イ. 介護機器の設置
    - (ア) ホームエレベーター
    - (イ) 天井走行リフト
    - (ウ) 階段昇降機
- ② 在宅介護対応住宅貸付けについては、普通構造部分に係る貸付けがない場合においても、貸付を行うことができるものとする。
- ③ 在宅介護対応住宅貸付けについては、申込み時における要介護者の有無を問わなものとする。

## (4) 教育貸付け

- ① 貸付規程第5条第2号の学校の範囲には、学校教育法によらない国内にある教育機関（学校教育法で規定する学校として認可されていない予備校（私塾等））は含まない。また、学校教育法に定める教育機関であっても、入学（修学又は受講）する課程の修業年限が1年に満たない場合は含まない。
- ② 貸付規程第5条第2号の「その他の教育機関で規則で定めるもの」とは、入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関を含む。

- ③ 貸付規程第5条第2号の費用は、貸付日からおおむね1年間に必要となる費用で、入学金、授業料、その他の諸経費など学校に納付するもののほか、下宿代、アパート代、通学のための交通費（通学定期券代）及び支部長が必要と認めた費用とする。  
また、民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換えに要する費用も貸付けの対象として差し支えない。
- ④ おおむね1年間に通学のため必要となる下宿代、アパート代、寮費等、いわゆる家賃に相当する費用について対象となる。また、寮費等に食費や光熱費代等が固定費用として含まれている場合は貸付けの対象とする。
- ⑤ 通学のための交通費に係る添付書類は、原則として通学定期券代（「6箇月定期券」代）とし、購入後、定期券の写しを提出することとする。例外的に「6箇月定期券」の販売がない場合は、「3箇月定期券」等、購入可能な最長期間の定期券とする。定期券の写しを提出するのは、初回購入時のみとし、購入の都度、写しを提出する必要はない。また、購入可能な最長期間の定期券代を1年間分合計した額を貸付限度額とする。なお。スクールバス代については、授業料等に含まれる場合や、スクールバス代が6か月以上の期間について一括払いとなっている場合で、かつ書類で確認できる場合に限り対象とする。
- ⑥ 民間金融機関等の教育を事由とする教育ローンの返済に必要な金額は、1円単位で貸付けを行い、借換時に新たに必要となる学費等分を上乗せする場合には、新たに必要となる金額を10万円単位とし、返済に必要な金額（1円単位）と合算する。  
また、組合員本人又はその組合員の子の奨学金は、卒業後に返済が始まるため、対象外とする。

#### (5) 災害貸付け

- ① 貸付規程第5条第3号の「**その他の非常災害**」とは、交通事故、盗難等不慮の事故による災害をいうが、病気の場合は含まない。
- ② り災後3月以内に貸付けの申込みがあった場合は貸付けることができる。  
ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、3月を超えて申込みがあった場合においても貸付けることができる。

#### (6) 医療貸付け

- ① 貸付規程第5条第4号の「**療養を受けるために資金を必要とする場合**」の費用は、医療費として医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用（付添料、通院費、日常諸雑費等）で、支部長が認めた費用とする。
- ② 現に医療を受けている者に貸付けるものとするが、治ゆした者についても、治ゆした日から1月以内に貸付けの申込みがあったときは貸付けることができる。  
ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、1月を超えて申込みがあったときにおいても貸付けることができる。

#### (7) 結婚貸付け

原則として6月以内に結婚（内縁関係を含む。）する者に貸付けるものとする。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、結婚した日から6月以内の者にも貸付けることができる。

#### (8) 葬祭貸付け

葬祭貸付けの貸付事由における葬祭とは、次に掲げるものとする。

- ア. 葬祭対象者に係る葬儀  
イ. 葬祭対象者の死亡日から2月以内に行われる当該葬祭対象者に係る服喪及び追悼等のための行事  
ウ. 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立（これらとともに行われる祭祀を含む。）

## 2 完了届　〔貸付規程第23条関係〕

住宅貸付け、住宅災害貸付け又は在宅介護対応住宅貸付けの借受人は、新築等が完了したときは直ちにその旨を「完了報告書」（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて支部長に報告し、支部長は、これにより当該貸付金の使途を確認するものとする。

なお、在宅介護対応住宅貸付けの完了報告書に添付する書類については、当該貸付けのみを行った場合を除き、他の貸付けに添付する書類の写しで差し支えない。

また、貸付日の属する月の翌月から6月以内に完了届を提出できない事情がある場合、借受人はその理由及び完了の予定年月日を支部長に報告するものとする。

- (1) 住宅の新築、増築、改築又は移築をした場合（10m<sup>2</sup>以内の増改築をした場合を除く。）  
所有権保存登記後の登記事項証明書の原本（登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。）又は工事引渡書の写し
- (2) 住宅（土地付住宅を含む。）を購入した場合  
所有権移転登記後の建物（土地付の場合は当該土地を含む。）の登記事項証明書の原本
- (3) 住宅の敷地を購入した場合  
所有権移転登記後の登記事項証明書の原本
- (4) 住宅の敷地の補修、住宅の修理、又は住宅の10m<sup>2</sup>以内の増改築をした場合  
領収書の写し
- (5) 住宅又は住宅の敷地の借入れをした場合  
領収書の写し

（注）1　（2）又は（3）の場合において、都市再生機構又は地方公共団体等から購入した場合であるときは、添付書類は当該機関が発行した領収書の写しのみとして差し支えない。

2 領収書の紛失等により必要な添付書類が得られない場合は、借受人はその旨の申立書を支部長に提出し、支部長は現地調査等により事実の確認を行うものとする。

3 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

## 3 住宅建築義務　〔貸付規程第24条関係〕

- (1) 住宅の敷地のみを購入又は借入れするため、住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければならない。  
当該事由による貸付けの申込人は、貸付けの申込み時に、5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を支部長に提出するものとする。
- (2) (1)に該当する借受人が住宅を建築したときは、当該住宅の登記事項証明書の原本等、事実が確認できる書類を支部長に提出するものとする。
- (3) (1)の場合において、支部長は特別の事情があると認めるときは、借受人の申出に基づき、5年間期限を猶予することができるものとする。

## 4 行為の制限　〔貸付規程第25条関係〕

- (1) 住宅貸付け又は住宅災害貸付けに借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前に、その貸付けに係る不動産について次に掲げる行為をしてはならないものとする。
  - ① 不動産の全部又は一部を他に貸付けること。
  - ② 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
  - ③ 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。
- (2) (1)の場合において、支部長がやむを得ない事情があると認めるときは、その限りとしないものとする。

要介護者の生活の利便性を現在又は将来において確保するためには、平面計画上の配慮を行うとともに、床の仕上材を滑りにくいものにし、床の段差を解消し、浴室、便所、階段等に手すりを設置する等の次のような工事を行なうことが考えられる。

玄 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>座って靴を履き替えることなどを考え、余裕のある広さにする。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> </ul>
要介護者の部屋・居間	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝室スペースと居間スペースに分けられることが望ましい。</li> <li>寝室スペースは昼間ベット利用のために、また居間スペースは昼間の活動や友人とのつき合い、病気になったときの看護者の就寝などのために確保したい。</li> <li>できれば1階とし、直接戸外出られるとよい。階段の昇降の困難、庭いじりを好むこと、非常時の避難を考慮して。</li> <li>敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
寝 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベッドの配置がしやすいよう計画する。</li> <li>枕元近くにスイッチを設け、電気を一括して消せるようにする。また、ブザーやインターホーンなどを設置するとよい。</li> <li>枕元に物を置けるように配慮する。</li> <li>敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
食 事 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事は大きな楽しみとなるので、ゆったりと落ち着いて食事できるよう配慮する。人数を考慮した広さとすること。</li> <li>イス座とユカ座を足腰の状態や好みで選べるとよい。座ったままで手の届く範囲に、食器や調味料などが置ける収納があるとよい。</li> <li>敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> </ul>
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>常夜灯をつけるとよい。ときに寝室と便所の間に必要。</li> <li>三路スイッチを活用する。</li> </ul>
階 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面18cm以上、蹴上げ22cm以下とし、勾配をゆるくする。</li> <li>路面は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>手すりを連続的につける。できるだけ両側に。</li> <li>段鼻がでているとつまづきやすい。蹴込み板がないと滑ったり不安感を持つので避けたい。</li> <li>踊場のある階段がよく、まわり階段やらせん階段は望ましくない。</li> <li>2つ以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。</li> <li>足元が暗がりにならないよう、フットライトを設ける。</li> </ul>
便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝室の近くに設ける。</li> <li>腰かけ式便器とする。</li> <li>動作のしやすさや介助が必要なときを考え、広めのスペースをとりたい。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>暖房が必要である。</li> <li>コンセントを設ける。</li> <li>扉は外開きか引戸とし、外から開錠できるようにしておく。</li> <li>非常用ブザーをつける。</li> <li>床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。</li> </ul>
浴 室 ・ 脱 衣 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>介助が必要なときを考え、広めにしたい。</li> <li>浴槽は埋め込み型とする。また、浴槽の縁を広くしたり、浴槽に連続する台を設けて腰かけてから入れるようにするとよい。</li> <li>床面から浴槽の縁までの高さは、30cm以上50cm以下とする。</li> <li>浴槽の出入りのための立ち上がり棒や、浴槽背面の手すりをつける。</li> <li>床は滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>ハンドシャワーをつけるとよい。</li> <li>転倒したときに危険な突出部、鋭角部のないようにする。</li> <li>扉は外開きか引戸とし、転倒したときにガラスで怪我をしないように少なくとも腰高までは普通ガラスを避け、強化ガラス、アクリル板等の使用が望ましい。</li> <li>非常用のブザーをつけることが望ましい。</li> <li>脱衣室は、いすに座って脱ぎ着できるよう十分なスペースをとっておく。</li> <li>浴室との急激な温度差を避けるため、脱衣室も暖房する。</li> </ul>
洗 面 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面器は、体を支えても大丈夫なように堅固に取り付ける。</li> <li>水栓コックは操作しやすいもの（レバー式）がよい。</li> <li>手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。</li> <li>床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。</li> <li>コンセントを設ける。</li> </ul>

## IV 償 還

貸付金の償還方法は、次の5種類とする。

### 1. 定期償還

- (1) 毎月償還 …… 每月元利均等額で償還する方法  
(2) ボーナス併用償還 …… 每月償還に併用して6月及び12月の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（以下「ボーナス」という。）支給日にも元利均等額で償還する方法

### 2. 繰上償還

- (1) 一部繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法  
(2) 全額繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の全額を繰り上げて償還する方法

3. 即時償還 …… 借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない方法

### 1 定期償還 [貸付規程第14条関係]

#### (1) 毎月償還

##### ① 偿還回数

償還回数は、貸付種別ごとに償還回数の範囲内とし、借受人が希望する回数とする。

##### ② 偿還開始及び償還金の払込み

ア. 偿還は、貸付金交付日の属する月の翌月から開始するものとし、償還金は、償還表により借受人が毎月受ける給与支給額から源泉控除することにより払込みを受ける。

(ア) 法第115条第2項の規定により、給与支給機関は、借受人である組合員の給与から償還金に相当する金額を控除し、これを借受人である組合員に代わって組合に払い込む義務を負う。

(イ) 支部長は、あらかじめ給与支給機関に対して、当月分の貸付償還金控除明細等を記した書類を提出するものとする。

イ. 無給休職等により給与の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与から控除できない場合には、借受人が、償還金を償還期限までに支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。

(ア) 貸付規程第15条ただし書による償還金の払込みを受けたとき、支部長は領収証書を借受人に交付するものとする。

(イ) 払込みが金融機関経由で行われた場合は、借受人が金融機関に払込みの手続きを完了した日をもって償還があったものとみなす。

また、この場合、金融機関が発行する払込金受取書をもって領収証書に代えて差し支えない。

(ウ) 偿還期限日が日曜日、祝日、その他の休日（金融機関の休業日等）に当たるときは、その翌日又は金融機関の翌営業日に払い込まれた場合でも、償還期限内に払込みがあったものとして取り扱う。

#### (2) ボーナス併用償還（特別貸付けを除く。）

貸付金が100万円以上の場合は、借受人はボーナス併用償還をすることができるものとする。この場合、6月・12月のボーナス支給月の償還（以下「ボーナス償還」という。）の対象とすることができる貸付金額は、当該貸付金の2分の1以内で、50万円単位とする。

① ボーナス償還の償還回数

ボーナス償還の償還回数は毎月償還の期間の範囲内で、借受人が希望する回数とする。

② ボーナス償還の償還開始及び償還金の払込み

ボーナス償還は、貸付金交付日の属する月の翌月以降直後に到来する6月又は12月から開始し、償還金は、ボーナス償還予定表により借受人が6月又は12月に受けるボーナス支給額から源泉控除することにより払込みを受けるものとする。

ただし、無給休職等によりボーナスの全部又は一部が支給されないため、償還金をボーナスから控除できない場合には、借受人が償還金を償還期限（6月又は12月の末日）までに支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。

## 2 繰上償還〔貸付規程第16条関係〕

借受中に未償還元利金の全部または一部を返納することができる。

借受人が「全額繰上償還申出書」（細則様式第1号）または「一部繰上償還申出書」（細則様式第2号）を繰上償還を希望する月の前月25日（25日が日曜日・土曜日又は休日の場合は、その翌日）までに支部長へ提出するものとする。また、一部繰上償還を希望する場合のみ、「一部繰上償還申出書」に「給与明細等の写し」を添付する。

「申出書」提出後、支部長が指定する振込依頼書により償還金を支部長に払い込むものとし、償還猶予金（償還金不足金）の残額があるときは、償還猶予金の残額を含めて償還しなければならないものとする。

(1) 納付期限

毎月24日とする。ただし、11月の納付期限は15日とする。（納付期限が日曜日・土曜日又は休日の場合は、その翌日）

(2) 一部繰上償還

一部繰上償還額、一部繰上償還後の未償還元金に係る償還方法等については、次のとおりとする。

① 毎月償還の場合（ボーナス併用をしていない場合）

(ア) 一部繰上償還できる金額は10万円以上とし、1円単位とする。

(イ) 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還日の属する月に係る毎月償還後の未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とする。

(ウ) 一部繰上償還後の1回当たりの償還額、その他償還方法等については、繰上償還日の属する月に係る毎月償還及び繰上償還を行った後の未償還元金を貸付金額とみなして、前記「1(1)毎月償還」に準じて取り扱うものとする。

このとき、新たな償還方法による償還表を借受人に交付するものとする。

(エ) 債還猶予金（償還金不足金）の残額があるときは、繰上償還額（10万円以上）に債還猶予金の残額を加えて償還しなければならぬものとする。

② ボーナス併用償還の場合

(ア) 一部繰上償還できる金額は20万円以上とし、1円単位とする。ただし、その金額の2分の1以上（ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充当するものとする。

なお、一部繰上償還額には、ボーナス償還に係る前回償還月の翌月から繰上償還日の属する月までの経過月数に係る利息を含めるものとする。

(イ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、繰上償還日の属する月までのボーナス償還後の未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とする。

ただし、一部繰上償還後の毎月償還の期間の範囲内とする。

(ウ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る1回当たりの償還額、その他償還方法等については、繰上償還日の属する月までのボーナス償還及び繰上償還を行った後の未償還元金をボーナス償還対象の貸付金額とみなして、前記「1(2)ボーナス併用償還」に準じて取り扱うものとする。

このとき、新たな償還方法による償還表を借受人に交付するものとする。

- (イ) 一部繰上償還後の毎月償還に係る償還回数、1回当たりの償還額、その他償還方法等について、「①毎月償還」の場合と同様とする。  
ただし、一部繰上償還額をボーナス償還に係る未償還元利金の償還にのみ充当した場合、繰上償還後、ボーナス償還分の償還方法（償還回数及び1回当たりの償還額）は変更できるが、毎月償還分の償還方法は変更できないものとする。
- (オ) 每月償還及びボーナス償還に償還猶予金（償還金不足金）の残額があるときは、繰上償還額（20万円以上）に償還猶予金の残額を加えて償還しなければならないものとする。
- ③ 一部繰上償還後、定期償還の方法を変更するに当たっては、「毎月償還のみ → ボーナス併用償還」、「ボーナス併用償還 → 毎月償還のみ」という変更はできないものとする。（ただし、ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）
- ④ ボーナス併用償還者で、ボーナス償還に係る未償還元利金の償還を完了した後に一部繰上償還を希望する場合は、「①毎月償還」の場合により取り扱うものとする。

### 3 即時償還〔貸付規程第19条関係〕

借受人が一定の事由に該当した場合、借受人は未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない。

#### (1) 即時償還の事由

- ① 組合員の資格を喪失したとき。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときには、その定める方法により償還することができる。（「6 特別貸付け」の3及び4を参照）
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき。（特別貸付けに係る未償還元利金を除く。）  
ただし、理事長がやむを得ないと認めたときには、その定める方法により償還することができる。（「6 特別貸付け」の3及び4を参照）
- ③ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- ④ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。
- ⑤ その他貸付規程に違反したとき。

#### (2) 債還金の払込み

- ① 退職手当その他の給与（以下「退職手当等」という。）が支給される場合で、当該支給日までに即時償還がされていないときは、当該退職手当等から源泉控除することにより払込みを受けるものとする。  
この場合、支部長は給与支給機関に対して、貸付未償還金の退職手当等からの控除を申請する書類を提出するものとする。
- ② ①以外の場合、又は①により払込みを受けてもなお未償還元利金の残額がある場合には、借受人が償還金又は償還金の残額を支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。
- ③ 借受人である組合員の死亡に伴い、退職手当等から未償還貸付元利金を控除する場合には、当該退職手当等の受給権者である遺族から提示された承諾書（様式第16号）を給与支給機関に提出の上、控除依頼を行うこと。  
なお、承諾書の写しを償還に関する書類として保管しておくこと。

## 4 償還猶予〔貸付規程第17条第1項関係〕

借受人が一定の事由に該当し、定期償還の猶予を希望する旨の申し出をした場合には、当該借受人に係る貸付けのうち償還猶予の対象となる貸付けについて、それぞれの事由に応じた期間、定期償還を猶予することができるものとする。

この取扱いを希望する借受人は、「償還猶予申出書」（様式第3号）を所属所長を経て、償還猶予の開始を希望する月の前月25日（25日が日曜日・土曜日又は休日の場合は、その翌日）までに支部長に提出するものとする。

### （1）償還猶予の事由（貸付規則第14条）

	事由	対象貸付種別	猶予期間
1	住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	住宅貸付け及び住宅災害貸付け（在宅介護対応住宅貸付けを含む）	申し出のあった日の属する月の翌月（貸付の申込みと同時に申し出があった場合は、初回の償還日の属する月）から12か月の範囲内で借受人が希望する期間
2	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき（注1）	全貸付種別（特別貸付けを除く）	育児休業の期間の範囲内で借受人が希望する期間
3	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第61条第6項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき（注2）（注3）	全貸付種別（特別貸付けを除く）	介護休業の期間の範囲内で借受人が希望する期間
4	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する事由に該当し、同項に規定する休職の処分又はこれに相当する処分を受け、かつ、給料の全部が支給されないとき	全貸付種別（特別貸付けを除く）	当該無給休職の期間の範囲内で借受人が希望する期間。ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金（公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）の支給を受けている期間は除く。（注4）
5	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき	全貸付種別（特別貸付けを除く）	配偶者同行休業の期間の範囲内で借受人が希望する期間（3年を限度とする。）

（注1） 法第141条第1項に規定する組合役職員及び派遣法の規定により公益法人等に派遣された派遣職員等にあっては、育児・介護休業法第5条の規定による育児休業の申出（当該申出が同法第6条第1項ただし書に規定する育児休業の申出に該当するときを除く。）をしたとき。

（注2） 法第141条第1項に規定する組合役職員及び派遣法の規定により公益法人等に派遣された派遣職員等にあっては、育児・介護休業法第11条の規定による介護休業の申出（当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときを除く。）をしたとき。

（注3） 介護休業の期間が引き続き1か月以上（時間取得を除く。）である場合に限る。

（注4） 借受人から依頼があったときは、傷病手当金又は傷病手当金附加金（公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）から償還金を控除することができるものとする。この場合、借受人は「貸付金控除依頼書」（様式第19号）を支部長に提出するものとする。

### （2）猶予された償還金の償還方法

猶予された償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月）から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により均等額で返済するものとする。ただし、猶予された償還金の返済期間中に再度償還猶予の申出があった場合は、未返済の猶予された償還金も併せて猶予するものとし、新たな償還猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月）から、定期償還と併せて、前回の未返済の償還回数と新たに猶予された償還回数の合計回数により均等額で返済するものとする。

また、猶予された償還金の全部又は一部を繰り上げて償還できるものとする。

なお、支部長が認めたときは、猶予された償還金を1回又は2回で返済することができる。この場合は、均等額によることとしたときの返済期間内に返済するものとする。

## V 転出入者

### 1 他の共済組合からの転入者への貸付け【貸付規程第37条関係】

法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合から、それぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、次に掲げる取り扱いにより貸付を行うことができるものとする。  
（注）法又は国共法に基づく共済組合以外の共済組合（日本私立学校振興・共済事業団等）からの転入者には、この取り扱いは行わない。

#### （1）貸付種別及び貸付事由

- ① 貸付種別は、当組合の貸付種別の中で該当する貸付種別により処理する。
- ② 貸付事由は、「他の共済組合から貸付けを受け、当該貸付金を返済するため」として処理する。

#### （2）必要書類

貸付申込書に添付する必要書類は、第2章にかかわらず（全貸付種別共通分を除く）、他の共済組合の貸付金残高証明書とする。

#### （3）貸付金額

貸付金額は、貸付限度額の範囲内で、他の共済組合の貸付金残額（経過利息を含む。）とする。この場合、貸付規程第8条及び第14条第3項にかかわらず、1円単位まで貸し付けることができるものとする。

#### （4）完了届（住宅貸付け、住宅災害貸付け及び在宅介護対応住宅貸付けに限る。）

住宅貸付け、住宅災害貸付け及び在宅介護対応住宅貸付けを行った場合、借受人は貸付規程に定める完了届として、第3章の5による完了報告書に代わり、貸付金を他の共済組合へ支払ったことを証する書類（領収書）を支部長に提出するものとする。

### 2 他の共済組合への転出

借受人が、法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合へ転出したときは、未償還元利金の償還に基づいて、次のとおり取り扱うものとする。ただし、地方自治法第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとときは、未償還元利金を控除する。

#### （1）法に基づく他の共済組合への転出（市町村職員共済組合、地方職員共済組合、等）

下記①、②のどちらかの手続きを行うこととする。

- ① 転出先の共済組合から貸付けを受け、即時償還する。

- ② 徴収嘱託により、これまでと同様に定期償還を続ける。徴収嘱託を希望する借受人は「徴収嘱託申出書」を提出するものとする。

#### 【徴収嘱託とは】

法第115条第4項の規定に基づき、組合が転出先の共済組合へ定期償還金の徴収事務を嘱託することで、即時償還することなく給与からの控除を続けることができるものとする。

徴収嘱託の取扱いができるのは5年間の範囲内で、その間に組合へ復帰しない場合は即時償還となる。また、徴収嘱託の間は組合から新規で貸付を受けることができない。

なお、徴収の嘱託については、転出先の共済組合との申し合わせに基づき行うものとする。

## (2) 国共法に基づく共済組合への転出（文部科学省共済組合等）

借受人は、転出先の共済組合から貸付けを受け、即時償還するものとする。ただし、借受人が当該共済組合から未償還元利金相当額の貸付けを受けられないとき、又は当共済組合の団体信用生命保険（以下「団信」という。）に加入しており、債権を公立学校共済組合に残して償還の継続を申し出たときは、分割により返済することができるものとする。

① 団信加入中の借受人が国家公務員共済組合に転出することが決まった場合（概ね5年以内に当共済組合に再度転入することが見込まれる場合に限る。）には、当該借受人は、即時償還か、団信の継続加入のために本人振込により当共済組合への償還を継続するかのいずれかを選択するものとする。当共済組合へ償還を継続する場合、次の事項について承諾の上、申出書（様式第25号）を提出するものとする。

ア 団信は即時償還と同時に脱退となり、借替えをする都度、加入し直す必要があること。  
加入する際に健康上の問題があった場合には、加入できない場合があること。

イ 当共済組合への償還を継続する場合には、毎月、償還期日までに支部長口座に定期償還額を振り込む必要があること。償還が滞った場合には、即時償還となること。

ウ 当共済組合に償還を継続している間は、いずれの共済組合からも新規の借り入れはできないこと。（2つの共済組合の貸付事業を同時に利用することはできない。また、当共済組合においては組合員資格がないことから貸付不可。）

エ 複数の貸付けを償還中の者が、団信加入中の貸付けについて当共済組合への償還を継続する場合は、他の貸付けについても併せて当共済組合への償還を継続することができるのこと。（ウに記載のとおり、国家公務員共済組合から借り入れることができないため。）

## 3 公立学校共済組合の他支部への転出

借受人が他支部へ転出した場合、転出先の支部において償還を続けることができるものとする。なお、借受人の手続きは不要とする。

## VI 特別貸付け

### 1 貸付限度額〔貸付規程第26条関係〕

特別貸付けの貸付限度額の算出方法は次のとおりとする。

(貸付限度額の算出方法)

$$\text{給料月額} \times 3/10 \times \text{残任期月数} (\text{最高限度額 } 200\text{万円})$$

(注1) 残任期月数とは、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数をいう。

(注2) 貸付決定額は、10万円未満の端数を切り捨てる。

<例>

任用期間：令和3年4月1日から令和4年3月末日まで

給料月額：256,000円

貸付申込日：9月1日

貸付金の交付日：10月23日

残任期月数：5月 (=最大償還可能回数：5回)

$$256,000\text{円} (\text{給料月額}) \times 3/10 \times 5 (\text{残任期月数}) = 384,000\text{円}$$

$\hat{=}$  300,000円 (貸付限度額)

(注) 10万円未満の端数切捨て

※ この場合の貸付限度額は30万円となり、償還回数は残任期月数の5回以内で、かつ、1回当たりの償還額が給料月額の10分の3以内となることが必要である。

### 2 償還期間〔貸付規程第14条第2項関係〕

償還期間は、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における控除可能な範囲内（残任期月数内）とする。ただし上限は120回とする。

### 3 償還方法等〔貸付規程第14条第2項、第5項及び第6項関係〕

- (1) 償還については、毎月償還、一部繰上償還、全額繰上償還、即時償還とし、ボーナス併用償還は適用しないものとする。
- (2) 償還猶予は適用しないものとする。

### 4 貸付制限〔貸付規程第6条関係〕

- (1) p. 222の「2. 貸付けの制限」に該当するとき。
- (2) 償還開始日が任期終了後になるとき。

### 5 定年退職時等の未償還元利金〔貸付規程第19条第2号関係〕

再任用組合員が再任用される以前に有していた既貸付けに係る未償還元利金については、定年退職時等に支給される退職手当等から全額控除するものとする。ただし、再任用組合員が、退職手当等が支給される前に特別貸付けを受けているときは、特別貸付けに係る未償還元利金は、当該退職手当等から控除しないものとする。

## VII 高額医療貸付け

### 1 貸付けの申込み【貸付規程第11条、第31条関係】

高額医療貸付けの申込みは、高額医療貸付申込書（貸付規程別紙様式第1号(3)）に所定の事項を記入し、保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写しを添付の上、組合員は所属所長を経て支部長へ、任意継続組合員は直接支部長へ提出して行うものとする。

### 2 貸付限度額等【貸付規程第28条第1号、第29条及び第30条関係】

- (1) 貸付金の額は千円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定する。
- (2) 貸付金の限度額は、施行令第23条の3の3に規定する高額療養費の額に相当する金額とする。
- (3) 高額医療貸付けにあっては、利息は徴しない。

### 3 貸付金の交付【貸付規程第9条第2項関係】

- (1) 貸付けを決定したときは、申込人は高額医療貸付借用証書（貸付規程別紙様式第4号(2)）を支部長に提出し、支部長はこれと引き替えに貸付金を交付する。
- (2) 貸付金の交付は、貸付決定後速やかに行われるよう配慮すること。

### 4 償還

高額医療貸付けの貸付金の償還方法は、通常の償還、即時償還の2種類とする。

#### (1) 通常の償還【貸付規程第33条及び第34条】

通常の償還は、原則として高額療養費が支給される際一時に償還するものとする。

##### ① 償還金の払込み

- ア. 償還金は、組合が借受人に支給する高額療養費の支給額から源泉控除することにより払込みを受けるものとする。
- イ. 高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除するものとする。この場合、借受人は「高額医療貸付金控除依頼書」（様式第7号）を支部長に提出するものとする。
- ウ. 高額療養費、当該高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。

#### (2) 即時償還【貸付規程第19条第3号及び第5号】

高額医療貸付けの借受人が一定の事由に該当した場合、借受人は貸付金の全額を即時に償還しなければならないものとする。

##### ① 即時償還の事由

- ア. 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- イ. その他貸付規程に違反をしたとき。

##### ② 償還金の払込み

即時償還の償還金の払込みについては、高額医療貸付け以外の貸付けに係る即時償還の償還金の払込みに準じて取り扱うものとする。

（注1）高額医療貸付けの場合、組合員資格の喪失は即時償還の事由とはならない。よって、高額医療貸付けの借受人が退職し、高額療養費の支給前に退職手当が支給される場合であっても、上記①による即時償還の事由に該当する場合でない限り、当該退職手当から貸付金相当額の控除は行わないものとし、後に支給される高額療養費、当該高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除するものとする。

（注2）退職手当その他の給与から貸付金相当額を控除することとなった場合で、高額医療貸付け以外の貸付金があるときは、高額医療貸付けの貸付金を優先させるものとする。

高額医療貸付けを申し込む場合は、高額医療貸付申込書及び高額医療貸付借用証書は、貸付担当者に申し出て下さい。当支部より送付致します。

## VIII 出産貸付け

### 1 貸付けの種類

#### (1) 貸付事由

出産貸付けは、組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ）が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合に行う。

（注）再任用組合員、臨時の任用職員、会計年度任用職員、任期付採用職員にも貸し付けることができる。

#### (2) 貸付対象者

出産貸付けを受けることができる者は、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ次のいずれかに該当する者とする。

① 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ）の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員

② 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

（注）妊娠4か月以上とは、受胎から分娩予定日までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠月数の3か月目（84日）を経過し、4か月目（85日）に入った以後をいう。

### 2 貸付けの申込み【貸付規程第11条、第31条関係】

出産貸付けの申込みは、出産貸付申込書（貸付規程別紙様式第1号(4)）に所定の事項を記入し、以下の関係書類を添付の上、組合員は所属所長を経由して支部長へ、任意継続組合員は直接支部長へ提出して行うものとする。

貸付対象者	添付書類
上記1(2)①に該当する者	①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②出産予定日まで2か月以内であることを証明する書類（様式第21号）（※注）
上記1(2)②に該当する者	①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②妊娠4か月以上であることを証明する書類（様式第21号）（※注） ③医療機関等から一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し

※注 病院所定の様式による出産（分娩）予定日証明書等（様式第21号の項目を満たすもの。）により②に代えることができる。

### 3 貸付限度額等【貸付規程第28条第2号、第29条及び第30条関係】

- (1) 貸付金の額は千円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定する。
- (2) 貸付金の限度額は、施行令第23条の4に規定する出産費等の額に相当する金額とする。
- (3) 出産貸付けにあっては、利息は徴しない。

### 4 貸付けの審査・決定【貸付規程第12条関係】

- (1) 支部長は、出産貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類等を審査し、貸付けの可否を決定する。
- (2) 出産貸付けの審査に当たっては、出産費等の支給の対象となるものであるか等を確認の上処理するものとし、この場合において短期給付担当部署の協力を得て行うものとする。  
なお、申込人に出産費等が支給されない場合があるので留意すること。

- 【例】○退職後出産するまでの間に、他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは、退職後の出産費は支給しない。  
○被扶養者である配偶者がその出産によって同時に資格喪失後の出産費が受けられる場合は、家族出産費を支給しない。  
○組合員が退職した場合は、家族出産費を支給しない。

#### <審査・確認事項>

- ①申込人の組合員資格
  - ②出産する者（組合員又は被扶養者）
  - ③貸付けを受ける資格
- (3) 出産貸付けをすると決定したときは高額医療・出産貸付決定通知書（貸付規程別紙様式第2号(2)）を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して所属所長を経由して（任意継続組合員である申込人については直接）申込人に通知する。

### 5 貸付金の交付【貸付規則第9条第2項関係】

- (1) 貸付けを決定したときは、申込人は出産貸付借用証書（貸付規程別紙様式第4号(2)）を支部長に提出し、支部長はこれと引き替えに貸付金を交付する。  
ただし、貸付金の交付前にあらかじめ借用証書を提出させることができるものとする。
- (2) 貸付金の交付は、貸付決定後速やかに行われるよう配慮すること。

### 6 償還

出産貸付けの貸付金の償還方法は、通常の償還、即時償還の2種類とする。

#### (1) 通常の償還【貸付規程第33条及び第34条】

通常の償還は、原則として出産費等が支給される際一時に償還するものとする。

##### ① 償還金の払込み

ア. 償還金は、組合が借受人に支給する出産費等の支給額から源泉控除することにより払込みを受けるものとする。

（注）出産貸付けを行ったときは、支部における貸付事業担当部署は短期給付担当部署に対し出産費又は家族出産費からの貸付金相当額の控除を依頼するものとする。

- イ. 出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費附加金又は家族出産費附加金（以下「出産費附加金等」という。）から控除するものとする。この場合、借受人は「出産貸付金控除依頼書」（様式第7号の2）を支部長に提出するものとする。
- ウ. 出産費附加金等から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。

#### (2) 即時償還【貸付規程第19条第3号及び第5号】

出産貸付けの借受人が一定の事由に該当した場合、借受人は貸付金の全額を即時に償還しなければならないものとする。

##### ① 即時償還の事由

- ア. 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- イ. 出産費等の支給されないことが確定したとき。
- ウ. その他貸付規程に違反をしたとき。

##### ② 償還金の払込み

即時償還の償還金の払込みについては、第4章の3の(3)による高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る即時償還の償還金の払込みの例に準じて取り扱うものとする。

（注1）出産貸付けの場合、出産貸付けの借受人が出産者の場合、組合員資格の喪失は即時償還の事由とはならない。出産者である出産貸付けの借受人が退職し、出産費の支給前に退職手当が支給される場合であっても、上記①による即時償還の事由に該当する場合でない限り、当該退職手当から貸付金相当額の控除は行わないものとし、後に支給される出産費から控除するものとする。

（注2）退職手当その他の給与から貸付金相当額を控除することとなった場合で、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付金があるときは、高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金を優先させるものとする。

出産貸付けを申し込む場合は、出産貸付申込書及び出産貸付借用証書は、貸付担当者に申し出て下さい。当支部より送付致します。

## IX 貸付保険

借受人は、次に掲げる区分に応じて、組合と損害保険会社との間で契約している貸付保険の適用を受けるものとする。

(1) 一般、特別、教育、災害、医療、結婚又は葬祭貸付けの借受人

**官公庁等共済組合一般資金貸付保険**（以下「一般貸付保険」という。）

(2) 住宅、住宅災害又は在宅介護対応住宅貸付けの借受人

**官公庁等共済組合住宅資金貸付保険**（以下「住宅貸付保険」という。）

### 1 貸付保険導入の目的

この保険は、組合が貸付けにつき借受人に担保（連帯保証人、抵当権等の設定）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求め、組合の債権保全と組合員の利便を図るために導入したものである。

### 2 貸付保険の契約

この保険は、組合が保険契約者及び被保険者となり、損害保険会社との間で契約を締結する。

### 3 保険適用者〔貸付規程第21条第1項関係〕

上記(1)、(2)に該当する借受人は、すべて、それぞれに掲げる貸付保険の適用者となる。

### 4 保険料充当金の負担〔貸付規程第21条第2項関係〕

借受人は、一般貸付保険及び住宅貸付保険の保険料相当額のうち、その者が受けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る保険料充当金として理事長が定める額を負担する。

保険料充当金は、保険料の一部を負担するための一定の料率（貸付金保険料充当金率）を貸付金の利率に加算し、毎月の給与及びボーナスから元利金と合わせて徴収する。（貸付規程第18条第1項、第2項、第4項に規定する元金猶予期間に係る利息についても同様とする。）

また、加算後の利率を貸付利率とみなし、すべての事務処理を行うこととする。

なお、貸付金保険料充当金率は、期間1月につき0.005%（年利0.06%）とする。

## X 団信制度

住宅貸付け、住宅災害貸付け、在宅介護対応住宅貸付け又は教育貸付けの借受人は、組合と生命保険会社及び損害保険会社との間で契約している団信制度（団体信用生命保険（以下「団信」という。）及び債務返済支援特約付精神障害担保特約付団体長期障害所得補償保険（以下「債務返済支援保険」という。））の適用を受けることができるものとする。

### 1 団信

#### （1）団信導入の目的

この保険は、借受人が償還期間中に死亡又は一定の障害状態となった場合に、残存債務の一切の支払を生命保険会社に求め、借受人又は相続人（遺族）の債務を消滅させることにより、組合の債権の保全と組合員又は相続人（遺族）の利便を図ることを目的として導入したものである。

#### （2）団信の契約

この保険は、借受人を被保険者とし、組合が保険契約者となって、生命保険会社との間で契約を締結する。

#### （3）団信適用者〔貸付規程第22条関係〕

住宅貸付け、住宅災害貸付け、在宅介護対応住宅貸付け又は教育貸付けの借受人（貸付金額が50万円未満の場合は除く。）で、貸付けの申込時に団信適用の申出をした者又は中途加入をした者が適用者となる。（健康状態により適用とならないこともあるので注意すること。）

#### （4）保険料充当金の負担〔貸付規程第22条第2項関係〕

借受人は貸付金の未償還元金に基づいて、毎年、保険料充当金を負担する。

## 2 債務返済支援保険

#### （1）債務返済支援保険導入の目的

この保険制度は、団信の特約として実施する制度で、団信の適用を受けている借受人が償還期間中に病気・障害又は所定の精神障害により就業できなくなったりの場合に、貸付金の償還金相当額（平均返済月額）を保険金として毎月（最長3年間）加入者に支払い、家計を圧迫することなく債務の返済を確実に行い、組合員とその家族に安心感を付与することを目的として平成16年4月1日から導入したものである。

#### （2）債務返済支援保険の契約

この保険は、借受人を被保険者とし、組合が保険契約者となって、損害保険会社との間で契約を締結する。

#### （3）債務返済支援保険適用者〔貸付規程第22条第1項関係〕

団信適用の申出と一緒に加入を申し出た者が適用者となる。（団信の告知事項（健康状況）に加えて債務返済支援保険における所定の告知事項（健康状況）に合致しない場合には適用とならないこともあるので注意すること。）

なお、団信の適用者であって、債務返済支援保険に加入していない借受人が、新たに債務返済支援保険のみに加入することはできない。

#### （4）保険料充当金の負担〔貸付規程第22条第2項関係〕

借受人は毎月の償還額とボーナス償還額の年間合計額を12で除した平均返済月額の額に基づき、毎年、保険料充当金を負担する。

## 公立学校共済組合沖縄支部貸付細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「規程」という。）第40条第1項の規定に基づき、公立学校共済組合沖縄支部（以下「支部」という。）の貸付事業の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申込み)

**第2条** 規程第5条第7号の規定による住宅貸付けの申込みをする者が、共に公立学校共済組合の組合員であり、同一対象物件について同時に貸付けを受けようとする場合には、そのうち一方は同一の添付書類については提出を省略することができる。

(貸付申込みの締切日)

**第3条** 貸付申込み締切りは毎月25日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日の翌日とする。ただし、高額医療貸付けにあっては、締切日を設けないものとする。

(貸付けの審査決定等)

**第4条** 支部長は、規程第12条の規定により貸付審査を行うに当たり、必要と認めるときは実地調査を行い、別に定める書類のほかに必要書類を提出させ、貸付申込書の受付順により、資金の範囲内で貸付けを決定する。

(送金の方法)

**第5条** 貸付金の送金は毎月25日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日の前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

2 貸付金の送付先は、支部長が別に指定する金融機関で借受人名義の普通預金口座とする。

(繰上償還)

**第6条** 未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする借受人は、全額繰上償還申出書（様式第1号）又は一部繰上償還申出書（様式第2号）を償還を希望する月の前月25日までに、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその翌日に、支部長に提出しなければならない。

(住宅建築済報告義務)

**第7条** 規程第24条の規定により、住宅の敷地のみの購入又は借入するための住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は住宅建築済報告書（様式第3号）に必要書類を添付して支部長に提出しなければならない。

(償還猶予)

**第8条** 規程第17条の規定により、償還の猶予を受けようとする借受人は、償還猶予申出書を猶予を希望する月の前月25日までに、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその翌日に、所属所長を経て支部長に提出しなければならない。

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

**第9条** 規程第37条に規定する者への貸付けについての添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付金残高証明書

(雑則)

**第10条** この細則に定めるもののほか、細則の運用について必要な事項は、支部長が定める。

#### 附 則

この細則は、昭和47年5月15日から施行する。

#### 附 則 (昭和50年10月1日)

1 この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 改正前の公立学校共済組合沖縄支部貸付細則に基づいてなされた貸付けについては、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和54年4月18日)

1 この細則は、昭和54年5月1日から施行する。ただし、次の規定は、昭和54年4月21日から適用する。

2 改正前の公立学校共済組合沖縄支部貸付細則第6条の規定による貸付申込みの締切日については、「毎月20日」とあるのは昭和52年4月に限り「4月30日」とする。

3 現に貸付けを受けている者及び昭和54年4月30日までに受け付けた貸付申込みの貸付金の取扱いについては、改正後の公立学校共済組合沖縄支部貸付細則により貸付けを受けたものとみなす。

#### 附 則 (昭和55年3月22日)

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表中入学貸付けの改正は、昭和55年2月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和56年2月26日)

1 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この細則は、施行の日の前日までに貸付けの申込みを行った者及び改正前の第8条の規定により償還を行っている者については、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和57年3月25日)

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成4年2月19日)

この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 6 月 29 日）

この細則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 23 年 2 月 15 日）

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 2 月 14 日）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 31 年 2 月 15 日）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 2 月 12 日）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。